

仙台市産後ケア事業の事務手続きの流れ

1. 利用決定まで（区役所・総合支所）

- (1) 利用者からの申請は、妊娠32週から利用を希望する日の1週間前まで各区役所・総合支所（以下「区役所等」）で受け付けます（緊急時は要相談）。
- (2) 出産後、利用者の状況をアセスメントするとともに、利用施設の調整を行った上で、利用日の2～3日前までに仙台市で利用決定を行います。

◇ 産後に心身の不調又は育児不安がある方が産後ケア事業の対象者になると、及び利用日の数日前にならないと実施施設の空き状況が分からないことを考慮し、利用日の数日前に実施施設との受入調整を行った上で、仙台市産後ケア事業の利用決定を行います。

◇ 区役所等が実施施設との間で受入調整を行う前に、特定の方と仙台市産後ケア事業利用の予約を受けることはしないでください。

- (3) 利用決定後は、区役所等から利用者・実施施設に以下の書類を郵送します。

<利用者に郵送>

- ・「仙台市産後ケア事業利用決定通知書」（様式第6号-1、様式第6号-2）
- ・「仙台市産後ケア事業利用記録票」

<実施施設に郵送>

- ・「仙台市産後ケア事業利用決定通知書」（様式第5号-1、様式第5号-2）
- ・「仙台市産後ケア事業申請書兼情報提供同意書」（様式第1号）の写し
- ・「仙台市産後ケア事業利用状況確認票」（様式第2号）の写し
- ・「仙台市産後ケア事業聞き取り票」（様式第3号）の写し

2. サービス利用まで（実施施設）

- (1) サービス利用開始日までに、実施施設から利用者に電話し、体調の確認や当日の持ち物、利用料・キャンセル料、入所・退所時間などの説明を行ってください（事前連絡の取りやすい時間帯については、区役所等からお知らせします）。

◇ 利用者には、利用日前々日までに実施施設から事前連絡がない場合は、実施施設に連絡を入れるよう説明いたしますが、利用日前日の午前10時までに利用者と事前連絡が取れない場合は、その時点で実施施設においてキャンセルしたものとみなして構いません（キャンセルとみなした場合はキャンセル料の徴収はできません）。

◇ 利用者から利用日前日の午前10時までにキャンセルの連絡がなく利用者の都合によりサービス提供できなかった場合や、利用日前日の午前10

時までに利用者と事前連絡が取れた場合でも、その後利用者からキャンセルの連絡があった場合には、キャンセル料を徴収することができます。キャンセル料は実施施設において利用者から直接徴収してください。

- (2) 当日に利用者が来所したら、サービスを実施してください。なお、利用者は当日「仙台市産後ケア事業利用記録票」を持参しますので、利用日と利用施設名の記入してください（記入後は利用者へ返却してください）。
- (3) サービス利用終了時に、利用者から利用料を徴収してください。その際、利用者には忘れずに領収証を発行してください
- (4) サービス終了時に、利用者へ「仙台市産後ケア事業利用者アンケート」を記載してもらってください（利用者が記載を拒む場合は記載不要です）。記載いただいたアンケートについては、「3」の実施報告・委託料請求に係る書類とあわせて仙台市子供保健福祉課に送付してください。

3. サービス終了後

<実施報告・委託料請求>

サービスを提供した月毎、翌月 10 日までに、以下の①～④の書類を仙台市子供保健福祉課に提出してください。（※1）

- ① 「仙台市産後ケア事業実施報告書」（様式第 12 号）
- ② 「仙台市産後ケア事業業務報告書」（契約書様式第 1 号）
- ③ 「仙台市産後ケア事業実績報告書」（契約書様式第 2 号）
- ④ 請求書

<業務完了報告>

契約期間終了後（年度末）は、3 月分の実施報告・委託料請求に係る書類（上記①～④）とあわせて、「仙台市産後ケア事業業務完了報告書」（契約書様式第 3 号）を提出してください。

※1：委託料の支払いは、平成 30 年度～令和元年度（平成 31 年度）は、2 か月毎（隔月）の請求・支払いでしたが、令和 2 年度から月毎（毎月）に変更しております。

4. その他

- 産後ケア事業の受入が全くできない日（※2）がある場合、その週の月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）の午前 10 時までに、別紙「仙台市産後ケア事業の受入予定票」を FAX または E-mail で仙台市子供保健福祉課あてにお送りください（区役所等担当と共有し、利用調整に使用いたします）。

※2：産後ケア事業を、1 組も受入ができない日。

- ◇ “受入が全くできない日”がない場合は、連絡は不要です（例：2組の受入はできないが1組の受入であれば可能な場合）。
- ◇ 月曜日の午前10時以降に受入予定に変更があり、その週の受入が全くできなくなった場合、または受入不可能と連絡したが受入可能に変更になった場合は、仙台市子供保健福祉課まで、電話、FAX、E-mailいずれかの方法でなるべく早くご連絡ください。

- 利用者からサービス内容の変更希望があった場合は、利用者からの申請を受けて変更決定することになります。その内容については、「仙台市産後ケア事業変更決定通知書」（様式第11号-1、様式第11号-2）により、実施施設に通知いたします。
- 事業実施にあたっては、毎年度、仙台市と業務委託契約を締結していただくようになります。毎年、年度末に翌年度の事業継続に関する意向調査をさせていただきます。

仙台市子供未来局子供保健福祉課

住 所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5-12 上杉分庁舎8階

TEL：022-214-8189

FAX：022-214-8610

E-mail：kod006160@city.sendai.jp